

Tenant Care
テナントケア
(テナント総合保険)

保険ハンドブック

CHUBB®

テナントでのビジネスをとりまく
さまざまな災害に備えて
充実の3つのプランをセット。

- テナント火災
- テナント借家人賠償責任保険
- テナント施設賠償責任保険

Index

I. 商品のご案内	2
II. 重要事項説明書 契約概要	8
III. 重要事項説明書 注意喚起情報	13
IV. 普通保険約款・特約	17

もしも事故にあわれたら…
ただちに、ご連絡ください。

テナントケア事故受付サービス・ダイヤル
0120-715-015

事故対応時間：平日 9:00～17:00

※上記時間帯以外、土日・祝日・年末年始は
事故報告の受付のみ行っています。

転居に伴う保険解約のご連絡
保険に関してのご相談・ご要望

0120-103-083 (サービス・ダイヤル)

受付時間：平日 9:00～17:00

※土日・祝日・年末年始を除きます。

引受保険会社

Chubb 少額短期保険株式会社

2016年10月1日、「エース賃貸少額短期保険株式会社」
から社名変更

〒141-0001 東京都品川区北品川 6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山 <http://ssi.chubb.com>

Chubb. Insured.™

取扱代理店



2016年度10月版

SY102-1609 (改)

テナントケア（テナント総合保険）は、
3つの補償（テナント火災保険、テナント借家人賠償責任保険
およびテナント施設賠償責任保険）を1つにまとめた、
総合型の火災保険です。

ビジネス上のさまざまなリスクをトータルケア。
充実のセットプランをご提供いたします。

I. 商品のご案内

1. テナント火災保険

火災・爆発・盗難などの事故による借用物件に収容され、業務用として所有、使用または管理する商品および什器等（注）の損害保険金に加え、下記の各種保険金をお支払いします。

（注）設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品

(1) 損害保険金

以下の事故により、業務用として所有、使用または管理する商品および什器等に損害が被ったときに損害保険金をお支払いします。

① 火災	② 落雷	③ 破裂・爆発	④ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊
⑤ 給排水設備の事故による水ぬれ	⑥ 騒じょう・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	⑦ 商品および什器等、業務用の通貨の盗難	保険の対象となるもの 保険契約証記載の借用物件（構内）に収容されている商品および什器等

(2) その他の各種保険金

修理費用保険金	失火見舞い費用保険金
①～⑦の事故により、被保険者の借用する物件が損害を受け、被保険者が貸主との契約に基づき自己の費用で修理した場合、「修理費用保険金」をお支払いします。ただし下記（注1、注2）に掲げる修理費用は除きます。 （注1）柱、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部（壁、床を除く） （注2）玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用物件入居者の共同の利用に供されるもの	①または③により第三者の所有物を滅失、き損または汚損（煙損害または臭気付着による損害を除きます。）させた場合、被災世帯の数×1被災世帯あたり20万円を「失火見舞い費用保険金」としてお支払いします。（1事故につき保険金額、もしくは保険価額のいずれか低い額の20%限度）
臨時費用保険金	残存物取片付け費用保険金
①～⑥の事故により、損害保険金が支払われる場合で、損害保険金の10%に相当する額を「臨時費用保険金」としてお支払いします。（1事故、1構内につき20万円限度）	①～⑥の事故により、損害保険金が支払われる場合で、残存物の取り片付けのために必要な費用に対して、損害保険金の10%を限度として「残存物取片付け費用保険金」をお支払いします。

(3) 損害保険金のお支払いは…

保険価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、通常購入費用から損害発生の時までの、耐用年数に対する経過年数によって生じる価格の減少を控除して算出します。）を基準に、算出した損害額をお支払いします。

（注1）保険金額（ご契約金額）がお支払いの限度となります。

（注2）貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、明記しなくても自動的に保険の対象に含まれます。ただし、1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。

2. テナント借家人賠償責任保険

借物件を火災などで損壊した場合の大家さんへの賠償責任を補償します。

被保険者の借用する物件が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により損壊した場合において、その貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。

火災を起こし、大家さんに
賠償しなければならなくなった。

3. テナント施設賠償責任保険

業務遂行での事故により第三者への賠償責任を補償します。

日本国内において、被保険者が借用する物件の使用もしくは管理または業務遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。なお、他人から借りたり預かったりした財物の損害に対する賠償責任は補償の対象になりません。

業務遂行により水があふれて
階下の入居者の財物を水浸しにした。

(1) 保険料表

この保険の1回の事故による保険金の合計額は、下記表の①テナント火災保険、②テナント借家人賠償責任保険および③テナント施設賠償責任保険の合計で、1,000万円が限度となります。また、火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合は、賠償責任保険を優先してお支払いします。

		200万コース	400万コース
保険料	1年	13,500円	14,600円
	2年	27,000円	29,200円
お支払いする保険金		保険金額（支払限度額）	
① テナント火災保険※1	a. 損害保険金※2	火災	200万円限度 商品および什器等
		落雷	
		破裂・爆発	
		建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	
		給排水設備の事故による水ぬれ	
	b. 費用保険金※2	騒じょう・労働争議による暴行・破壊	400万円限度 商品および什器等
		商品および什器等の盗難	
		業務用通貨の盗難	
		修理費用	
		臨時費用	
		1事故、1構内につき100万円限度（注）商品は50万円限度	
		1事故、1構内につき30万円限度	
		1事故につき100万円限度	
		損害保険金の10%（1事故、1構内につき20万円限度）	
		実費（損害保険金の10%限度）	
		1被災世帯×20万円（1事故につき保険金額、もしくは保険価額のいずれか低い額の20%限度）	
②テナント借家人賠償責任保険※1		1,000万円限度	
③テナント施設賠償責任保険※1		1,000万円限度	

保険契約が可能な借物件の用途および広さ※3

用途	広さ
事務所、小売業	80m ² 以下

(2) 保険契約ができない主な業種

保育園、託児所、図書館、博物館、公民館、神社、仏閣、老人福祉・介護施設、理・工学研究所、化学研究所、入れ墨（タトゥー、刺青）・ピアス等・身体に施術する店舗、エステティックサロン、コインランドリー、製造業（工場、作業所）、ホテル、旅館、建設作業員宿舎、ペットホテル、性風俗関連業、麻雀屋、パチンコ店等、ゲームセンター、映画館、ビデオシアター、試映所、スポーツ施設、ガレージ、駐車場、駐輪場、ガソリンスタンド、L.P. ガススタンド、塗料販売業（看板書き業を含む）、火気類専門販売業、自動車・自動二輪車・自転車販売業、料理飲食店（食べ物を主体とする飲食店／レストラン、食堂、居酒屋等、酒類を主体とする飲食店／バー、スナック、キャバレー等）、カラオケボックス（飲食のサービスがあるなしを問わない）（注）上記に記載されている業種以外でもご契約ができない業種がございます。詳しくは、代理店または当会社までお問い合わせください。

※1 ①から③の支払保険金の合計額は1回の事故につき1,000万円を限度とします。（火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合には、賠償責任保険を優先してお支払いします。）※2 aとbの支払保険金の合計額は1回の事故につき保険契約証記載の保険金額を限度とします。ただし、貴金属、美術品等は、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときには、その損害額を30万円とします。※3 住居と併用の小売店舗物件に対しては契約ができません。

(3) テナントケア(テナント総合保険)概要

保険金をお支払いする場合・お支払い条件		お支払いする保険金
a. テナント火災保険※1	イ 損害保険金※2 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④物体の落下、飛来、衝突、倒壊 ⑤給排水設備の事故による水ぬれ ⑥騒じょう・労働争議による暴行・破壊 ⑦盗難	保険期間中に生じた左記の事故により保険の対象（借用物件（注1）に収容され、被保険者が業務用として所有、使用または管理する商品および什器等（注2）に損害が生じたとき （注1）借用物件とは、保険契約証記載の被保険者の借用する建物または戸室をいいます。 （注2）設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品
		商品および什器等の盗難
		業務用通貨の盗難
	ロ、費用保険金※2	⑧修理費用保険金 上記の①～⑦の事故により借用物件に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づいて自己の費用で修理したとき
	⑨臨時費用保険金 上記の①～⑥の事故により、損害保険金が支払われるとき	損害保険金の10%（1事故、1構内につき20万円限度）
⑩残存物取片付け費用保険金 上記の①～⑥の事故により、損害保険金が支払われるとき	残存物の取片付けに必要な実費（損害保険金の10%限度）	
⑪失火見舞費用保険金 上記の①、③により、第三者の所有物を滅失、き損または汚損（煙損害または臭気付着による損害を除きます。）されたとき	1被災世帯あたり20万円（1事故につき保険金額、もしくは保険価額のいずれか低い額の20%限度）	
b. テナント借家人賠償責任保険※1	被保険者の借用する物件が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により損壊した場合において、その貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき	損害賠償額（1事故につき1,000万円限度、また提訴、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用を含む）
c. テナント施設賠償責任保険※1	日本国内において、被保険者が借用する物件の使用もしくは管理または業務遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ※他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象になりません。	損害賠償額（1事故につき1,000万円限度、また提訴、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用を含む）

※1 a、b、cの支払保険金の合計額は1回の事故につき1,000万円を限度とします。（火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合には、賠償責任保険を優先してお支払いします。）※2 ①～⑪の支払保険金の合計額は1回の事故につき保険契約証記載の保険金額を限度とします。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約証記載の保険期間が始まった後であっても、この契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- 万引き等によって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 契約者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは風災、ひょう災、雪災もしくは水災の事故による損害
- 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 電気的事故による炭化または熔融の損害
- 発酵または自然発熱の損害
- 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 被保険者と借用物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた損害賠償責任
- 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- 人または動物に対する診療、治療、看護、疫病の予防もしくは死体検案に起因する損害賠償責任
- 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、販売、鑑定、授与または授与の指示、および化粧または美容、理容に起因する損害賠償責任
- あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等の業務に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任

- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 水の汚染による他人の財物の滅失、き損または汚損に対する賠償責任
上記に関しては保険金をお支払いできない主な場合です。その他保険金をお支払いできないものについては必ず約款にてご確認ください。

(5) ご契約の対象とならない主な物

- 船舶・航空機・自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
- 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- 動物および植物等の生物
- 看板（借用物件の内外に常設された看板、移動式の看板等をいいます。）

(6) ご契約にあたっての注意事項

- この保険は、住居と併用の小売店舗物件に対しては契約できません。
- この保険は、事業者向け商品のため、1保険契約者につき、1契約のみ契約が可能です。（複数契約はできません。）

(7) 賠償事故の場合

被害者との間で賠償額を決定（示談）する場合には、事前にご相談ください。当会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

II. 重要事項説明書 契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款をご参照ください。また、ご不明な点については、代理店または当社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

テナントケアは、3つの補償（テナント火災保険とテナント借家人賠償責任保険およびテナント施設賠償責任保険）を1つにまとめた、総合型の火災保険です。

テナント総合保険のテナント火災保険は、保険申込書に記載した借用物件に収容されている「被保険者の商品および什器等」を保険の対象として、火災をはじめとする下記に掲げる偶然な事故により、保険の対象が損害を受けたときに保険金をお支払いします。

<p>1回の事故で最大 1,000万円の補償</p> <p>万一事故が起こった場合には、右の表に記載された、それぞれの保険金額（支払限度額）を限度として保険金をお支払いします。</p>	お支払いする保険金		保険金額（支払限度額）
	<p>① テナント火災保険※¹</p> <p>a. 損害保険金※²</p>	火災	保険契約証記載の火災保険金額
		落雷	
		破裂・爆発	
		建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	
		給排水設備の事故による水ぬれ	
		騒じょう・労働争議による暴行・破壊	
		商品および什器等の盗難	
	業務用通貨の盗難	1事故、1構内につき30万円限度	
	<p>b. 費用保険金※²</p>	修理費用	1事故につき100万円限度
臨時費用		損害保険金の10%（1事故、1構内につき20万円限度）	
残存物取片付け費用		実費（損害保険金の10%限度）	
	失火見舞費用	1被災世帯×20万円（1事故につき保険金額、もしくは保険価額のいずれか低い額の20%限度）	
	②テナント借家人賠償責任保険※ ²	1,000万円限度	
	③テナント施設賠償責任保険※ ²	1,000万円限度	

※1 ①から③の支払保険金の合計額は1回の事故につき1,000万円を限度とします。（火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合には、賠償責任保険を優先してお支払いします。）※2 aとbの支払保険金の合計額は1回の事故につき保険契約証記載の保険金額を限度とします。

テナント借家人賠償責任保険は、被保険者が、失火等により借用物件を損壊し、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

テナント施設賠償責任保険は、日本国内において、被保険者が借用する物件の使用もしくは管理または業務遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。

（注）保険の対象（ご契約の対象）とならないものは、普通保険約款でご確認ください。

2. テナント総合保険の補償内容

1回の事故による保険金の合計額は、下記表の①テナント火災保険、②テナント借家人賠償責任保険および③テナント施設賠償責任保険の合計で、1,000万円が限度となります。また、火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合は、賠償責任保険を優先してお支払いします。

(1) 補償内容
補償ごとの保険金の限度額と補償全体の保険金の限度額について、十分にご確認いただきますようお願い致します。

保険金お支払いの例		
前提条件	ケース1	ケース2
<p>什器・備品 200万円コースにご契約の場合</p> <p> ■ テナント火災損害額 ■ テナント借家人賠償責任損害額 ■ テナント施設賠償責任損害額 ■ お支払い対象外の損害額 </p>	損害額： テナント火災保険 200万円 損害合計額 200万円 お支払いの額 200万円	損害額： テナント火災保険 200万円 テナント借家人賠償責任保険 600万円 損害合計額 800万円 お支払いの額 800万円
ケース3	ケース4	ケース5
損害額： テナント火災保険 200万円 テナント借家人賠償責任保険 900万円 ※賠償責任保険を優先して保険金をお支払いします。 テナント火災保険の100万円分はお支払い対象外 損害合計額 1,100万円 お支払いの額 1,000万円	損害額： テナント火災保険 50万円 テナント借家人賠償責任保険 700万円 テナント施設賠償責任保険 200万円 損害合計額 950万円 お支払いの額 950万円	損害額： テナント施設賠償責任保険 1,200万円 テナント施設賠償責任保険の200万円分はお支払い対象外 損害合計額 1,200万円 お支払いの額 1,000万円

（注）【ケース3】と【ケース5】の場合、損害合計額が全体の支払限度額1,000万円を超えますので、お支払額は1,000万円になります。

- (2) 保険期間
この保険の保険期間は、1年または2年間となります。
- (3) テナント火災保険
- ① 主な支払事由（損害保険金をお支払いする場合）
保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。詳細は普通保険約款でご確認ください。
火災／落雷／破裂・爆発／建物外部からの物体の衝突／給排水設備に生じた事故に伴う漏水による水ぬれ／騒じょう・労働争議に伴う暴力行為／商品および什器等の盗難／業務用通貨の盗難
また、上記の保険金とは別に、被災時の様々な費用をカバーする費用保険金をお支払いします。費用保険金は次のとおりです※⁴。
修理費用保険金／臨時費用保険金／残存物取片付け費用保険金／失火見舞費用保険金
（注）それぞれの保険金の支払額は、保険契約証記載の保険金額または支払限度額が上限となります。

- ② 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）
この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款に記載されておりますので、ご参照ください。雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは風災、ひょう災、雪災もしくは水災の事故による損害についても保険金はお支払いできません。また、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金はお支払いできません。上記のほか、次のような場合に該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、修理費用保険金、臨時費用保険金、残存物取片付け費用保険金、失火見舞費用保険金）を支払いません。

- お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - お客様または被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その方が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。
 - お客様または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - 保険金支払い対象事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
 - 万引き等によって生じた損害（万引き、その他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことにより生じた損害をいいます。）
 - 検品、梱卸しの際に発見された数量不足による損害（不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。）
 - お客様または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。
 - 借用物件の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - 借用物件の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - 電気的事故による炭化または溶融の損害
 - 発酵または自然発熱の損害
 - 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- ③ この保険で、ご契約の対象とならないもの
- 船舶・航空機・自動車（自動三輪車および自動二輪車を

含み、原動機付自転車を除きます。）

- 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
 - 動物および植物等の生物
 - 看板（借用物件の内外に常設された看板、移動式の看板等をいいます。）
※保険の対象は、借用物件に収容され、被保険者が業務用として所有、使用または管理する商品および什器または備品等を対象としています。（個人の所有物【家財および個人の現金等】は保険の対象にはなりません。）
- (4) テナント賠償責任保険の補償内容
- ① 支払事由（保険金をお支払いする場合）
保険金をお支払いする事故は次のとおりです。詳細は普通保険約款でご確認ください。
- テナント借家人賠償責任保険
借用物件が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災または破裂爆発のいずれかに該当する事故により、滅失、き損または汚損した場合において、被保険者が借用物件について、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに損害賠償保険金を支払います。
 - テナント施設賠償責任保険
日本国内において、被保険者が借用する物件の使用もしくは管理または業務遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金を支払います。なお、他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象になりません。
- ② 主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）
この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款に記載されておりますので、ご参照ください。
- テナント借家人賠償責任保険
当社は、借用物件が次に掲げる事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（お客

- 様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - 被保険者の心神喪失（精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いている状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心神喪失を含みます。）または指図
 - 借用物件の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行なった仕事による場合については、この限りではありません。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - 被保険者と借用物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - 被保険者が借用物件を貸主に引き渡した後に発見された借用物件の損壊に起因する損害賠償責任
- テナント施設賠償責任保険
当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- お客様、被保険者またはこれらの者の法定代理人（お客様または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - 被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任

- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失（精神の障害により、自己の行為の結果について判断する能力を全く欠いている状態をいいます。なお本人の故意または重大な過失による一時的な心神喪失を含みます。）に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた損害賠償責任
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- 人または動物に対する診療、治療、看護、疫病の予防もしくは死体検案に起因する損害賠償責任
- 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、販売、鑑定、授与または授与の指示、および化粧または美容、理容に起因する損害賠償責任
- あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等の業務に起因する損害賠償責任
- エレベーター、エスカレーター、動く歩道、航空機、船舶、自動車（原動力が専ら人力である場合を除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任および施設外における動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 業務を完了した後（業務の目的物の引き渡しを要するときは、引き渡した後）または業務を放棄した後、その業務の結果に起因して生じた損害賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する賠償責任
- 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その

- 他有害な特性に起因する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 石油物質が保険契約証に記載された借用物件から海、河川、湖沼、運河へ流失したことにより被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。
- 水の汚染による他人の財物の滅失、き損または汚損に対する賠償責任
- 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の頻出が低下したことに対する賠償責任
- 石油物質が保険契約証に記載された施設から流失し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の防止軽減のために要した費用については、被保険者が支出した否を問わず保険金を支払いません。

(5) テナント火災保険、テナント借家人賠償責任保険、テナント施設賠償責任保険共通引受条件

- ① この保険は、住居と併用の小売店舗物件に対しては契約できません。
- ② 契約者が、法人（個人事業主を含む）の場合は、1契約のみ契約が可能です。（複数契約はできません。）
- ③ 当社は、保険契約証記載の保険期間が始まった後であっても、この契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ④ ご契約いただきました保険期間内に、被保険者が同一である複数の契約を当会社に申し込むことはできません。重複契約が判明した場合は、当該契約のうちいずれかの契約を無効とします。
- ⑤ 1回の事故により、テナント火災保険、テナント借家人賠償責任保険およびテナント施設賠償責任保険の損害または費用の額が1,000万円を超える場合は、1,000万円が限度となります。
- ⑥ 1回の事故により、火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合には、賠償責任保険を優先してお支払いします。

(6) 引受条件（保険金額等）

この保険は、保険価額（保険価額とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、通常購入費用から損害発生時の時までの、耐用年数に対する経過年数によって生じる価格の減少を控除して算出します。）を基準に損害額を算出し、損害保険金

をお支払いします。

① ご契約いただく際には、次の点にご注意ください。

- 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、什器・備品等の評価額（保険価額）を目安に、その範囲内で保険金額をお決めください。
- 支払保険金の合計額は、保険契約証記載の保険金額が限度となります。
- 保険期間が始まった後であっても、この契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。
- ご契約いただきました保険期間内に、同一の借用物件内の什器・備品等を保険の対象とした複数の契約を当会社に申し込むことはできません。重複が判明した場合は、当該契約のうちいずれかの契約を無効とします。
- この保険では、貴金属等（貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品。以下同様）は、明記しなくても自動的に保険の対象に含まれます。ただし、貴金属等の損害額が、1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害額を30万円として保険金をお支払いします。

② テナント総合保険の引受禁止業種は以下のとおりとします。保育園、託児所、図書館、博物館、公民館、神社、仏閣、老人福祉・介護施設、理・工学研究所、化学研究所、入れ墨（タトゥー、刺青）・ピアス等・身体に施術する店舗、エステティックサロン、コインランドリー、製造業（工場、作業所）、ホテル、旅館、建設作業員宿舍、ペットホテル、性風俗関連業、麻雀屋、パチンコ店等、ゲームセンター、映画館、ビデオシアター、試映所、スポーツ施設、ガレージ、駐車場、駐輪場、ガソリンスタンド、L.P. ガススタンド、塗料販売業（看板書き業を含む）、火気類専門販売業、自動車・自動二輪車・自転車販売業、料理飲食店（食べ物を主体とする飲食店／レストラン、食堂、居酒屋等酒類を主体とする飲食店／バー、スナック、キャバレー等）、カラオケボックス（飲食のサービスがあるなしを問わない）
※上記に記載されている業種以外でも、ご契約ができない業種がございます。詳しくは、代理店または当会社までお問い合わせください。

3. 補償の開始時期

補償は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まり、

終了日の午後12時に終わります。

※保険期間が始まった後であっても、代理店または当社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険料の決定と払込方法

保険料は、保険金額、保険期間により決定されますので、詳しくは取扱代理店または当会社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の保険料は、保険申込書でご確認いただき、ご契約時に一括でお支払いください。

5. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

6. 解約返戻金の有無

ご契約後、保険契約を解除される場合には当会社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち、お客様から解約の申し出日を起算日とした未経過期間に対し、日割りによって計算した保険料を返還します。詳しくは当会社までお問い合わせください。

7. 法令等により注意喚起が必要な事項について

少額短期保険が引受けられる保険の要件

- (1) 保険契約を引受けている少額短期保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返戻金の支払金額が削減されることがあります。また、「損害保険契約保護機構」による保護、および保険業法第279条の3（保険契約移転等における資金援助）第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当いたしません。
- (2) 少額短期保険の引受期間は2年までとなっております。（保険業法施行規則第211条の30第3号イ）
- (3) 保険金額は1被保険者あたり1,000万円までとなります。ただし、低発生率保険を含むものがある場合には、2,000万円までとなります。（保険業法施行規則211条の30第3号ロ）
- (4) 1契約者について引受ける全ての保険の被保険者の総数は100までとなります。

III. 重要事項説明書 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款をご参照ください。また、ご不明な点については、代理店または当会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフについて

この保険は、営業または事業のためのご契約のため、クーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

- (1) お客様または被保険者は、保険契約締結の際、保険申込書に記載する事項のうち、項目に☆印を付した保険契約にかかわる特に重要な事項（告知事項）について、正しくお申込まいただく義務（告知義務）があります。
- (2) ☆印の項目について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合はまたは事実と異なることを告げた場合には、当会社はこの保険契約を解除する事があり、その場合、解除前に発生した損害についても保険金をお支払いしない場合があります。

3. 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

- (1) お客様または被保険者には、ご契約後に契約内容に次のいずれかに該当する変更が生じた場合には、遅滞なく、当会社にご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - ① 保険の対象を収容する建物の用途を変更したこと
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと
 - ③ ①および②のほか告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
 - ④ この保険契約と重複する保険契約を締結したとき
- (2) (1) の事実の発生によって、危険増加が生じた場合において、お客様または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったときは、当会社はこの保険契約を解除する事があります。

4. 重大事由による解除

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することがあります。
- ① お客様または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ③ ①および②のほか、お客様または被保険者が、この保険規約の存続を困難にさせる①および②と同程度の重大な事由を生じさせたこと
- (2) (1)による解除がなされた場合、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。
- (3) お客様または被保険者が、次のいずれかに該当するとき。
- イ．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
- ロ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ハ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
- ニ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ホ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、お客様または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

5. 補償の開始時期

補償は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まり、終了日の午後12時に終わります。

※保険期間が始まった後であっても、代理店または当社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

6. 保険金をお支払できない主なもの(免責事由)

契約概要2テナント総合保険の補償内容(3)テナント火災保険②主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）、(4)テナント賠償責任保険の補償内容②主な免責事由（保険金をお支払いできない場合）および普通保険約款に免責事由の明細が記載されていますので参照ください。

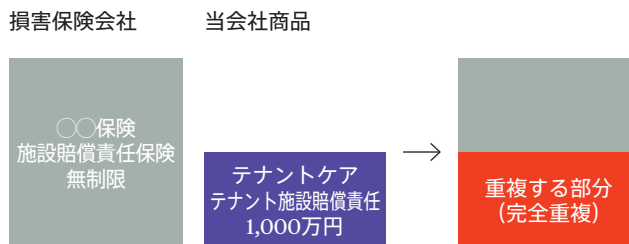
7. 保険料の払込猶予期間

普通保険約款・特約第68条（継続契約の保険料払込）継続契約の保険料の全額を当社所定の払込期日までに保険料を払い込むものとします。

8. 補償重複に関して

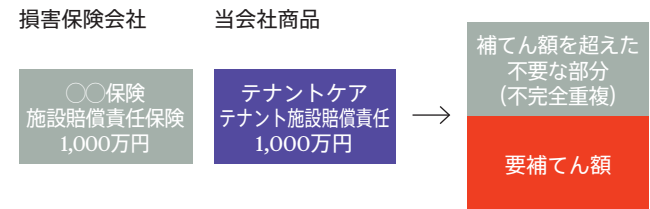
- (1) 補償重複とは
複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいいます。なお、補償内容が完全に同一となるケースだけでなく、一部が重複するケースも含まれます。
- ※同種の補償とは隣接業界も含めたものとなります。
- (2) 補償重複の主な例

例1 同一の補償（特約）がセットされている場合で、一方の補償が無制限の場合



重複した部分からの保険金は支払われないので、その分の保険料が無駄になる

例2 同一の補償（特約）がセットされている場合で、補償合算額が要補てん額を超える場合



2つの補償の合計額が補償金額となるが、要補てん額を超過した場合、その分の保険料は無駄になる

- (3) 補償重複となる可能性がある主な補償（特約）

保険種類	ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約例
商品、什器・備品	テナント施設賠償責任	企業賠償責任保険
	テナント借家人倍償責任	

9. テナント火災保険の保険金額の調整

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、お客様および被保険者が善意で重大な過失がなかった場合には、お客様は当社へ通知をもって、その超過部分について取り消す（保険始期日に遡って保険料の返還を請求する）ことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、お客様は、当社への通知をもって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

10. お客様に関する情報の取扱いについて

当社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。

- (1) 主な利用目的について
- ① 当社または当社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売

- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
 - ③ 適切な保険契約の引受審査、引受、履行および管理
 - ④ 適切な保険金・給付金の支払
 - ⑤ 新たな商品・サービスの開発、問い合わせ・依頼等への対応
 - ⑥ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
 - ⑦ 統計資料の作成
- (2) 第三者への情報提供について
- 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意がなく第三者に個人情報データベースを構成する個人情報を提供しません。
- ① 法令に基づく場合
 - ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - ③ 当社のグループ会社・提携先企業、保険会社および関係省庁との間で共同利用を行う場合
 - ④ 再保険（再々保険以降の出再を含みます。以下『再保険』といたします。）のため、本契約に関する情報を再保険取引会社に提供する場合
 - ⑤ 不適切な保険取引や保険金支払を未然に防ぐための他の保険会社との間の情報交換
- ※詳細は当社プライバシー・ポリシー（当社ホームページ <http://ssi.chubb.com>）をご覧ください。

11. 引受保険会社が経営破綻した場合

- (1) 保険契約を引受けている少額短期保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返戻金の支払金額が削減されることがあります。また、「損害保険契約保護機構」による保護、および保険業法第279条の3（保険契約移転等における資金援助）第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当いたしません。
- (2) 当社が破産手続開始の決定を受けたときは、お客様は保険契約を解除することができます。
- (3) お客様が(2)の解除をしなかったときは、この保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

12. 支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考にすることを目的と

して、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

13. その他法令などでご注意いただきたい事項について

- (1) 保険期間中において、保険金の支払が増加し保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす場合は、当会社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず想定外の事象発生により、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当会社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

14. その他 注意事項

- (1) **事故にあわれた場合には、当会社の損害サービスセンターへもしも事故にあわれたら…ただちに、ご連絡ください。**

- 0120-715-015 (サービス・ダイヤル)
- 受付時間：年中無休・24時間受付

なお、当社が事故に対する初期対応等、受付以外の業務を行うのは、下記の時間帯に限らせていただきます。

営業時間：月～金 9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く

- (2) **当会社の保険に関して、ご相談・苦情・要望等のお問い合わせ**

保険の内容に関するご相談、ご不満、ご要望の申し出はお客様相談室が承ります。

- 0120-103-083 (サービス・ダイヤル)
- 受付時間：月～金 9:00～17:00
土日・祝日・年末年始を除く

- (3) **保険契約に関するお問い合わせ・ご契約内容の変更、転居の場合のご連絡先**

保険契約に関するお問い合わせ、ご契約内容の変更(契約者の変更はできません)、転居に伴う解約など、必ず契約者ご本人が、当会社窓口に連絡ください。なお、保険契約の解約は、当社に連絡をいただいた日以降が解約日となりますのでご注意ください。

- 0120-103-083 (サービス・ダイヤル)
- 受付時間：月～金 9:00～17:00
土日・祝日・年末年始を除く

- (4) **一般社団法人 日本少額短期保険協会**

「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)

当会社との間で問題解決ができない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

- 0120-821-144 (フリーダイヤル)
- 受付時間：月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
土日・祝日・年末年始を除く

- (5) **再保険に関して**

当社は、当社が保有する保険契約について再保険の手配をしています。

※再保険とは、保険会社ガリスクの分散を図るために、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に移転させる保険のことをいいます。

- (6) **損害保険料控除制度の廃止**

平成18年度税制改正により、損害保険料控除制度は平成18年12月31日をもって廃止されました。この保険契約は、保険料控除制度の対象外です。